

令和3年度 マイナンバーカード連携 伊賀市地域振興券

取扱い登録店一覧表・ご利用の手引き

◆利用期間(有効期限)の変更

令和3年 10月11日(月)～~~令和4年 2月28日(月)まで~~

令和3年 10月11日(月)～令和4年 3月31日(木)まで

有効期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。

◆注意事項

- 地域振興券はおつりはできません。
- 地域振興券は現金との引換はできません。
- 地域振興券の盗難・紛失等に対して、発行者はその責を負いません。

◆利用対象にならないもの

- 不動産や金融商品
- たばこ
- 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 国税や地方税の支払
- その他、伊賀市地域振興券事業実行委員会が、利用対象として適当と認めないもの

お問合せ先

伊賀市地域振興券事業実行委員会

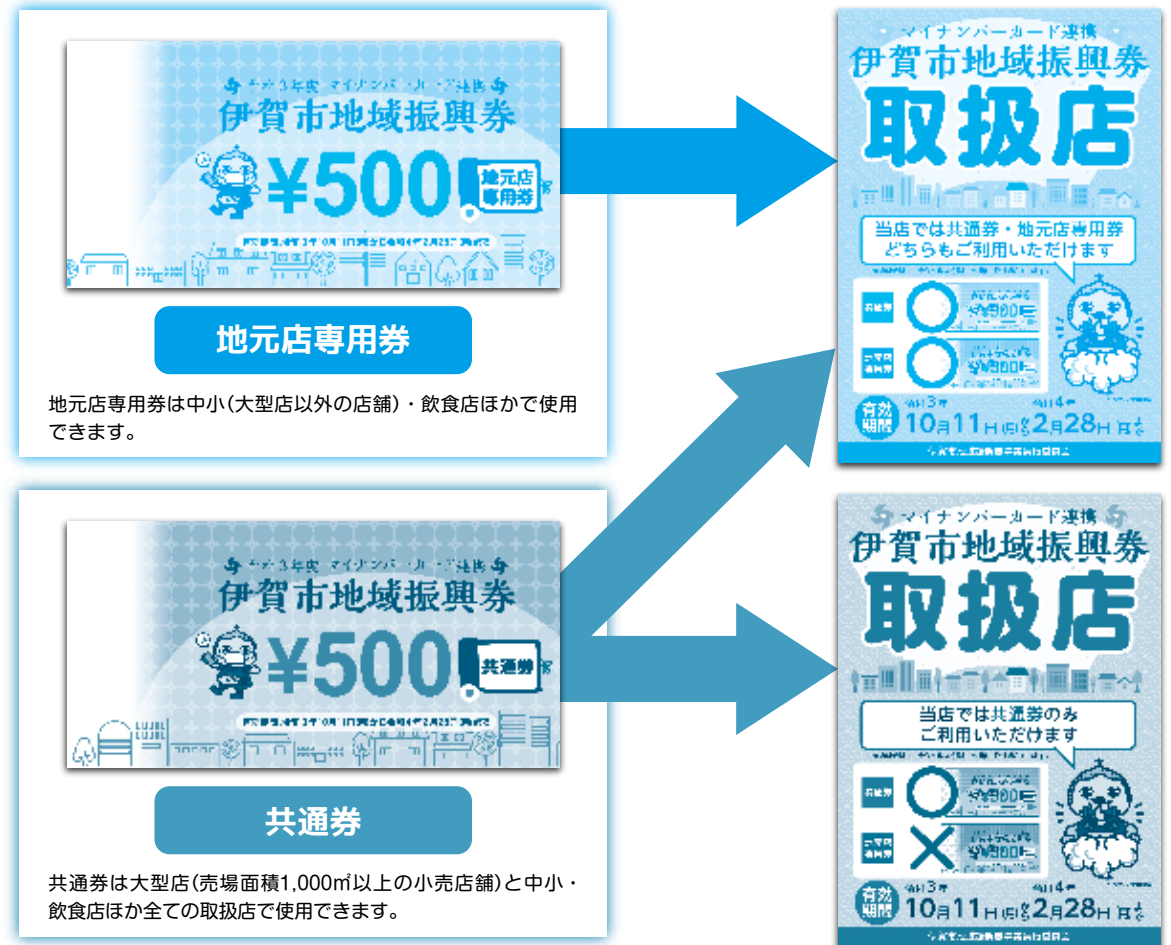
上野商工会議所：伊賀市上野丸之内500 TEL：0595-21-0527

伊賀市商工会：伊賀市下柘植723-1 TEL：0595-45-2210

(一社)伊賀上野観光協会(だんじり会館内)：伊賀市上野丸之内122-4 TEL：0595-26-7788

◆利用方法

地域振興券は、物品及び役務の提供に対し、対価の支払として使用できます。(小売店・飲食店・サービス業等、公的医療保険や介護保険の自己負担分)地域振興券の利用にあたっては取扱店一覧表や、取扱店ポスターを貼っているお店をご確認のうえご利用ください。
※大型店は裏面「取扱い登録店一覧表」店名の前に★印が付いていますので、ご確認のうえ地域振興券をご利用ください。



地元店専用券は中小(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで使用できます。

共通券は大型店(売場面積1,000㎡以上の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できます。

! 地域振興券を装った振り込め詐欺や 個人情報の詐取にご注意ください

- 「伊賀市地域振興券」を発行するために、市区町村や商工団体などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や商工団体などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や商工団体などが住民の皆さまの世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市区町村の職員などを装った電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話【#9110】)にご連絡ください。